

Go To トラベルに対する積極的協力を

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う政府の経済対策である持続化給付金、家賃支援給付金などについて、その円滑な申請に関し、会員の皆様には多大なるご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

この度、9月8日より開始されたGo To トラベル地域共通クーポンの導入による地域共通クーポン取扱店舗登録申請について、行政書士による代理申請が実施されることになりました。

本申請も、電子申請が中心となっており、当該事業の登録対象店舗は、土産物店、タクシー事業、飲食業、物品販売業、宅配業など極めて広範にわたり、感染拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、地域における経済の好循環を創出しようとする極めて重要な政府施策です。所管である観光庁からも特段の協力要請を受け、協議の結果、国民の皆様の利便に向け申請書様式に行政書士の代理記入欄を設ける運びとなったものです。

官公署への申請書類様式に行政書士の代理人欄が明記されることは、大変意義あることであり、このことは、デジタルガバメント時代における将来の電子申請代理の布石となります。しかしながら、せっかくの権限を得ても、申請実績が十分に上がらなければ行政書士制度に対する期待は消え、かえってマイナスの評価となってしまいます。一度失った期待を取り戻すのは極めて困難です。このことから今回は正に行政書士制度が我々自身に問われる正念場であるにご認識いただきますようお願いいたします。

つきましては、個人としてはもとより、単位会や支部におかれましても積極的な取り組みにより、是非とも具体的に申請件数を伸ばすための対応を早急に推進されるようお願いいたします。

また、Go To トラベル地域共通クーポンの導入による地域共通クーポン取扱店舗登録申請については、必ずしも各事業者がその制度を認識されているとは限らないため、各会員や単位会、支部による周知活動の他、各地域の組合、商工会議所、商店会などの各団体を通して本制度の周知徹底に向けた呼び掛けをしていただきますようお願いいたします。

なお、これまでも5月1日より開始された持続化給付金や7月14日から開始された家賃支援給付金においても所管する中小企業庁から特段の協力要請を受けて対応して参りました。

特に家賃支援給付金においては、国が全国に設置している無料の経営相談所である『よろず支援拠点』に各地域の都道府県行政書士会との連携を周知していただき、行政書士によるサポート体制を強化しております。

会員の皆様には、引き続き、ご理解、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

令和2年9月18日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊